

件名	岐阜県で採用している障がい者について
受付日	令和5年2月16日
ご意見・ご提案の概要	<p>今、岐阜県において会計年度任用職員で採用されている障がい者の中から、常勤登用をする考えはあるか。</p> <p>また、国にも働きかけてほしい。</p>
県の考え方	<p>「地方公務員法」などの法令等に基づき、地方公務員である県職員の採用は、競争試験又は選考（以下「試験等」と省略）により行うこととされており、障がいの有無を問わず、会計年度任用職員として採用されている職員の方について、正規職員の採用に係る試験等を経ることなく、正規職員として登用することはできません。</p> <p>このため、「正規職員」として任用を希望される方については、障がいの有無を問わず、所定の試験等に合格の上、「正規職員」としてご活躍いただくこととなるため、現行の採用方法等に関して国へ働きかけることについては予定しておりません。</p>
担当課	総務部 人事課 人事委員会事務局 職員課